

土地区画整理法第39条第1項の規定により京都市桃山東第二土地区画整理組合の定款の変更を認可しましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成24年4月13日

京都市長 門川 大作

- 1 組 合 の 名 称 京都市桃山東第二土地区画整理組合
- 2 事 務 所 の 所 在 地 京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地
一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内
- 3 施 行 地 区 京都市伏見区桃山町大島，同区桃山町和泉，同区桃山町因幡，
同区桃山町丹後，同区桃山町養齊の各一部
- 4 事 業 施 行 期 間 平成9年3月13日から平成26年3月31日まで
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成9年3月13日
- 6 定 款 の 変 更 の 内 容 事務所の所在地の変更
旧所在地 「財団法人京都市都市整備公社区画整理部内」から
新所在地 「一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内」
に変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日 平成24年4月9日

(建設局都市整備部市街地整備課)